

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成30年6月15日)

項 目	ページ
1 農地中間管理事業の実施状況について 【経営支援課】	1
2 平成30年度第1回食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト 会議の開催結果 【とっとり農業戦略課】	2
3 鳥取県立農村総合研修所の指定管理者審査要項(案)の概要 について 【とっとり農業戦略課】	3
4 主要農産物の生産販売状況について 【生産振興課】	5
5 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者募集要項(案)の 概要について 【生産振興課】	6
6 種雄牛「隆福也(たかふくなり)」号の現場後代検定成績結果について 【畜産課】	8
7 第3回日本伐木チャンピオンシップ2018について 【林政企画課】	9
8 とっとり出合いの森及び鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者募集 要項(案)の概要について 【林政企画課】	11
9 千代川流域の「林業成長産業化地域」選定について 【県産材・林産振興課】	13
10 第51回全農乾椎茸品評会の結果について 【県産材・林産振興課】	14
11 漁業権の切替えについて 【水産課】	15
12 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者募集要項(案)の 概要について 【水産課、とっとり賀露かっこ館】	17
13 鳥取県管境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査 要項(案)の概要について 【水産課、境港水産事務所】	19
14 境漁港クロマグロ初水揚げについて 【境港水産事務所】	21
15 米の新品種「鳥系93号」について 【農業試験場、生産振興課、 とっとり農業戦略課、食のみやこ推進課】	22
16 「肉質日本一」鳥取和牛のPRについて 【食のみやこ推進課、販路拡大・輸出促進課】	23
17 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課】	24

農地中間管理事業の実施状況について

平成30年6月15日

経営支援課

国において、農地中間管理事業の平成29年度事業実績が公表されましたので、鳥取県の状況を報告します。

1 農地中間管理機構の借入・転貸面積の状況（H30.3月末現在）

(1) 平成29年度の全国の事業実績は、6月1日に官邸の「第23回農林水産業・地域の活力創造本部」で報告、公表された。

(2) 本県の農地中間管理機構である（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構（以下、「機構」）の平成30年3月末現在の借入、転貸面積の状況は次のとおりである。

（単位：ha）

区分	年間集積目標面積 ①	全耕地面積 ②	機構借入面積 ③	機構の転貸面積 ④	うち担い手への新規集積面積 ⑤	年間集積目標面積に対する寄与度 ⑤/①	左の全国順位
						⑤/①	
全国	149,210	4,444,000	43,546	46,540	17,224	12%	—
鳥取	1,090	34,500	892	905	359	33%	1位

(3) 年間集積目標面積に対する寄与度（年間集積目標面積に対する担い手農家への新規集積面積の割合）は33%で、全国での順位は1位（H28：3位、H27：9位、H26：8位）となっている。（2位：島根県、3位：秋田県）

【寄与度が高まった主な要因】

- 中山間地が多く、条件が不利な中国地方等では担い手への農地集積が遅れているが、本事業もきっかけとなって集積が進んできていること。
- 機構を核として、担い手への農地集積に積極的な米子市、大山町等を中心に、関係機関が連携しながら集中的に事業への取組を進めてきたこと。
- 市町村ごとに「人・農地の話し合い推進チーム（以下「人・農地チーム）」を設置し、担い手への農地集積、集約化等の話し合いを進めていること。

2 今年度の推進方針

(1) 人と農地の問題解決に向けた人・農地チームの活動の活発化

平成28年度に市町村毎に組織した人・農地チームの活動を活発化し、集落等における話し合いの推進を図る。

(2) 担い手育成、支援の強化

新規就農者の定着や担い手の法人化、集落営農体制の充実を引き続き支援し、農地の利用集積を推進していく。

(3) 土地改良事業と連携した農地集積の推進

農地中間管理事業と連携した耕作条件改善のための基盤整備事業等を活用し、担い手への農地集積を推進する。

(4) 新しい農業委員会と連携した農地集積の推進

県内の18市町村が新しい農業委員会制度に移行（残る境港市も8月に移行予定）し、農業委員と農地利用最適化推進委員が選任された。農業委員会として「農地等の利用の最適化の推進」が業務として明確に位置付けられたものであり、機構との連携、推進体制の構築により、担い手への農地集積を推進する。

平成30年度第1回食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト会議の開催結果

平成30年6月15日

とっとり農業戦略課

農林水産部の主要施策の推進や農林水産業を取り巻く状況変化への対応、長期ビジョンに関する動向等を議論するため、標記会議を開催しました。

1 会議の開催概要

(1) 開催日 5月31日(木)

(2) 場 所 県庁特別会議室

(3) 出席者 農林漁業団体、商工団体、鳥取大学、鳥取貿易情報センター、市長会等

(4) 概 要

①議 題

ア 「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の推進について

- ・農業生産1千億円達成プランの概要
- ・プラン達成に向けた主な産地等の現在の動き

イ 県産品のブランド化の推進について

- ・県の主力産品における首都圏等での認知度向上やメディア戦略
- ・米の新品種「鳥系93号」及び柿「輝太郎」の販路開拓・ブランド化の取組強化

ウ 農林水産分野の人材育成・確保の動きについて

- ・2年目を迎えた「スーパー農林水産業士」制度の取組状況
- ・JAにおける「農業人材紹介センター」の設置・準備状況

エ 最近の国際貿易(通商協定)の動きを踏まえた対応策について

- ・日米新貿易協議等に関する県の対応状況
- ・農林水産物の輸出拡大に向けた取組状況

オ 分野別の長期ビジョンの進捗状況

- ・農業分野、林業分野及び水産分野における長期ビジョンの進捗状況

②出席者の主な意見

- 今年度はプラン元年。農業生産1千億円達成に向けて、生産者、農業団体、県が一丸となって取り組んでいこうという機運を盛り上げていきたい。(JA県中央会)
- 中央農協の戦略項目の一つがイチゴ振興であるため、引き続き、低コストハウス導入支援と技術向上に向けた対策をお願いします。(JA鳥取中央)
- 生産対策には反収アップが必要。特に、大山ブロッコリーで収量アップに向けた技術指導をお願いします。また、夏ねぎの生産安定を図るため、日持ちする硬い品種の導入を考えたい。(JA鳥取西部)
- 白バラ牛乳に関する雑誌の記事を受け、取材の問合せや業者からの引合いが殺到している。今後、父の日キャンペーンを展開する予定である。(大山乳業)
- 香港では9月を鳥取月間と位置付けて梨と和牛を売り込む。新甘泉のブランド名を守るため、主な輸出先である台湾・香港において商標登録の手続きを進めている。(JA全農とっとり)
- 鳥大農学部内の県内出身者は9%程度となっており、県内への人材供給機関として問題と認識。今後、県民全体の意識づけや教育委員会との連携が必要であると考えている。(鳥取大学農学部)

2 今後の対応等

- (1) 主な産地において、将来を見据えた独自の農業プラン作成の動きが進みつつあることから、農業改良普及所と産地、JA等との連携を強化しながら、支援策の充実を図る。
- (2) 新品種の「鳥系93号」及び柿「輝太郎」について、関係機関による対策チームを立ち上げ、生産・販売や産地振興を一層進める。

鳥取県立農村総合研修所の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成30年6月15日

とっとり農業戦略課

平成31年度から鳥取県立農村総合研修所の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

鳥取県農業協同組合中央会

(指名理由)

現在の指名指定管理者である「鳥取県農業協同組合中央会」は、JAグループの健全な発展を目的に、各農協への指導、監査、人材育成等を担う組織であり、当該施設の目的である、「農業団体自らが、地域農業推進リーダー等を対象に研修を行い指導者等の資質向上を図る」ため、県内農業関係団体等と連携しながら研修を企画・実施できる団体である。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 農業指導者等への講習会、研修会の企画・実施
- イ 研修会等の情報発信における各農業団体との連携
- ウ 施設設備の維持管理・利用許可・利用料徴収に関する業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の許可・制限は、利用の許可の取り消しは、鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

なし。

5 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- (1) 審査委員会（審査要項の審議） 平成30年7月上旬
- (2) 審査書類の提出期限 平成30年7月下旬
- (3) 審査委員会（候補者の審査） 平成30年8月上旬
- (4) 審査結果の通知・公表 平成30年8月下旬
- (5) 指定管理者の指定 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。）

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適当かどうかを審査。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、施設に関する有識者（2名）、農林水産部農業振興戦略監〔計5名〕

(3) 審査基準

選 定 基 準	審 査 項 目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額（又は県への納入額）の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

主要農産物の生産販売状況について

平成30年6月15日
生産振興課

6月10日現在での主要農産物の生産販売状況について報告します（全農とっとり販売速報より）。

1. らっきょう

- (1) 栽培面積：178ha（前年比98%）
→JAいなば115ha、JA中央61ha、JA西部2ha
- (2) 生育状況：冬場の低温、春先の乾燥で生育停滞の影響が懸念されたが、4月から5月の降雨、散水の対応により、平年並みの生育に回復した。
- (3) 出荷時期：初出荷は5月24日（前年5月22日）、6月下旬で出荷終了予定。
- (4) 販売状況：前年に比べ数量は少ないものの、単価は過去最高となった前年を上回っている。

区 分	5月24日～6月9日までの販売実績（累計）		
	数量（t）	単価（円/kg）	販売金額（百万円）
30年度	1,252	734	918
29年度	1,412	677	956
前年比	89%	108%	96%

2. すいか

- (1) 栽培面積：287ha（前年比100%）
→大栄174ha、倉吉98ha、東伯8ha他
- (2) 生育状況：4月の日照量は平年よりやや少なかったが、平均気温は平年より高く生育、着果は概ね順調であり、平年並みの生育となった。
- (3) 出荷時期：各産地の初出荷は前年並みとなった。
→大栄5月31日（前年6月1日）、倉吉6月4日（前年6月2日）
- (4) 販売状況：単価は前年並み、数量・販売額は前年をやや下回っている。出荷のピークは6月中下旬が見込まれ、平年並みの3L中心2L寄りの出荷が予想される。

区 分	5月31日～6月9日までの販売実績（累計）		
	数量（t）	単価（円/kg）	販売金額（百万円）
30年度	1,765	232	409
29年度	2,094	226	473
前年比	84%	103%	87%

3. 白ねぎ

- (1) 栽培面積：春ねぎ79ha（前年比101%）、夏ねぎ80ha（前年比104%）
秋冬ねぎは集計中（前年面積223ha）
- (2) 生育状況：春ねぎは、秋の長雨、冬の降雪・低温の影響で出荷が減少した。
夏ねぎは冬の低温と春の乾燥の影響で生育が鈍化している。
- (3) 出荷時期：春ねぎ初出荷は3月7日（前年3月8日）と前年同様にやや遅れ、夏ねぎの初出荷は6月1日（前年5月25日）と平年並みとなった。
- (4) 販売状況：数量はやや少ないものの、全国的な品薄の影響等から、順調な単価での販売となっている。

区 分	4月1日～6月10日までの販売実績（累計）		
	数量（t）	単価（円/kg）	販売金額（百万円）
30年度	1,283	369	473
29年度	1,368	373	511
前年比	94%	99%	93%

※春ねぎ（3月～5月）、夏ねぎ（6月～9月）

4. 初夏どりブロッコリー

- (1) 栽培面積：175ha（前年比104%）
- (2) 生育状況：定植、生育とも順調に進んだが、4月の降水量が少なく、生育が鈍化している。
- (3) 出荷時期：初出荷は4月28日（前年4月26日）となった。
- (4) 販売状況：数量は前年を上回っているが、全国的に数量が多く、単価安であり、販売金額は前年を下回っている（5月下旬から6月上旬がピーク）。

区 分	4月28日～6月10日までの販売実績（累計）		
	数量（t）	単価（円/kg）	販売金額（百万円）
30年度	1,105	308	340
29年度	1,066	338	361
前年比	104%	91%	94%

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月15日
生産振興課

平成31年度から鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 観光振興に関する業務（他の観光施設等と連携しての積極的な観光客誘致活動）
- エ 果樹振興に関する業務（梨に関する産業、文化、歴史の学習機会の提供や、県産果樹のPR）
- オ その他、施設の管理運営に必要な業務（利用者応接、利用者へのサービス提供など）

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
 - ・開館時間は現行の開館時間数を下回らないこと。
 - ・休館日は現行の休館日数を上回らないこと。
 - ・利用料金は高校生以上300円/人、小中学生150円/人を上限とすること。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 県中部地域の観光拠点施設として、県内外から多くの来館者を集客できる運営体制を整えること。
- イ 梨産地との連携や、梨に関する文化学習機能を基軸としながら、企画展示を充実させ、館の魅力向上を図ること。
- ウ 梨をはじめとする県産果樹に関するPRを通じて果樹の振興に資すること。
- エ 次の者を配置すること。
 - (ア) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（館長）
 - (イ) 施設管理運営業務を担当し、必要な資格（食品衛生責任者）を有する者
 - (ウ) 梨に関する専門的な知識を有する者
- オ 再委託に関する条件；業務を一括して第三者に委託することはできないこと。ただし、個々の業務について、以下の事項を遵守した上で専門の業者に委託することができること。
 - (ア) 再委託する各業務について、業務内容を熟知した担当責任職員（監督職員）を定め、委託業者の指導監督及び県等との連絡調整に当たらせること。
 - (イ) 再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理期間の終期を限度とすること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額561,368千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限に委託料を支払う。

なお、利用料金等の収入と委託料の合計額が、業務の実施に要する費用の額に満たない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | | |
|-------------------|-------|--------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成30年 | 7月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成30年 | 8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年 | 8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成30年 | 8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成30年 | 10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者（大学准教授）、税理士、観光業関係者、梨関係者（生産者）、農業振興戦略監（計5名）

(3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス、事業の内容 ・観光振興への取組 ・果樹振興への取組 ・サービス向上策、利用促進策等 ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ○当該施設の管理運営状況の実績評価
その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツの導入提案（新規項目）

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

◎ネーミングライツの導入提案の新規追加について

「ネーミングライツの導入提案」を新たに加えることとし、指定管理候補者選定時の加対象とする。

⇒提案金額がネーミングライツ導入に係る県経費（最低100万円）を超えない場合は「提案がない」と評価する。

種雄牛「隆福也（たかふくなり）」号の現場後代検定成績結果について

平成30年6月15日
畜産課

「隆福也」号の現場後代検定*が終了し、5月25日（金）に開催した鳥取県和牛産肉能力検定委員会において、県の基幹種雄牛として選抜されました。

昨年9月に開催された第11回全国和牛能力共進会で肉質日本一を獲得した「白鵬85の3」の現場後代検定検定成績のBMS（脂肪交雑）ナンバー9.6を上回り、県内歴代最高の9.7を記録しました。本県の和牛改良を担う高能力種雄牛「白鵬85の3」、「百合白清2」のラインナップに、新たに「隆福也」が加わったことにより、更なる「肉質日本一」の鳥取和牛ブランドの向上と産地活性化を加速させていきます。

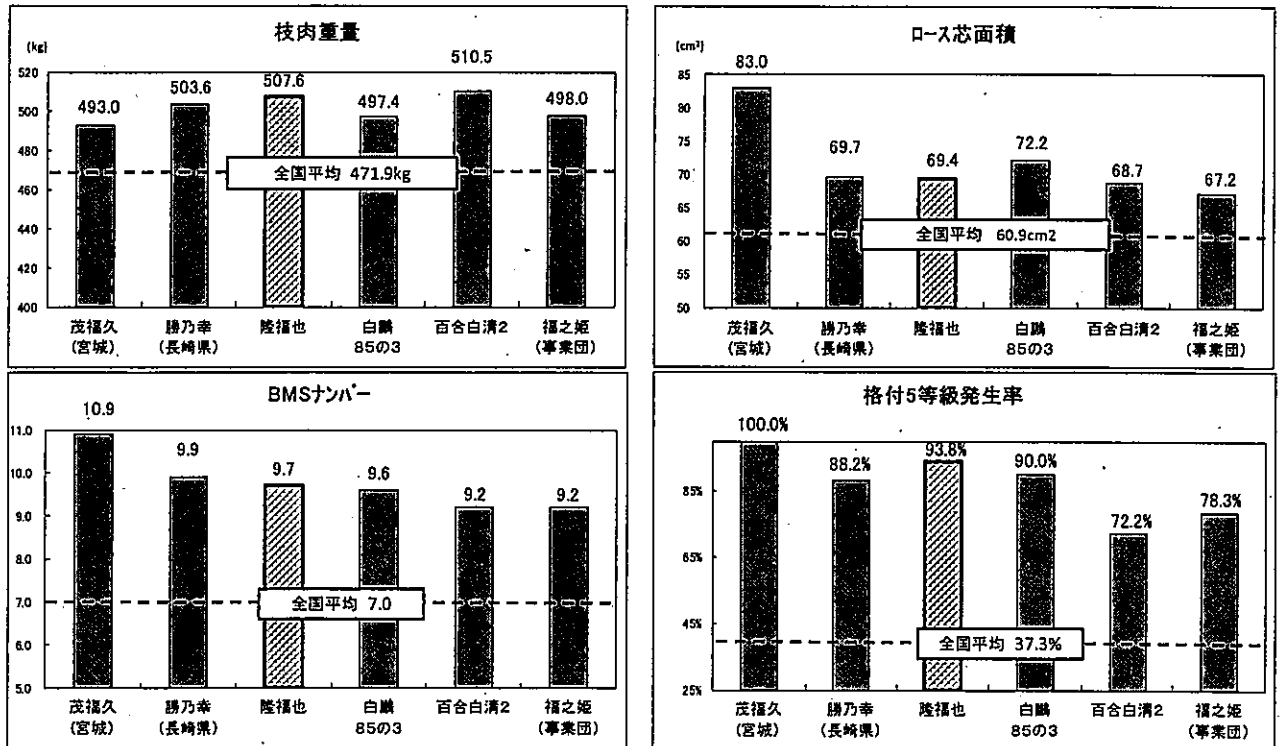
※現場後代検定：種雄牛の産肉能力（肉量、霜降りの入り具合等）の遺伝する能力を調べるため、種雄牛の子供（15頭以上）を農家等で通常に肥育をして出荷し、枝肉成績をもとに産肉能力を確認する能力検定試験のこと。この検定試験結果の優劣で種雄牛の能力評価が行われる。

1 検定成績について

- (1) 名号：「隆福也（たかふくなり）」 平成25年7月20日生（4歳10ヵ月）
- (2) 産地：鳥取市河原町
- (3) 血統：父「隆之国（たかのくに）」 母「ふくふく」

今年4月20日の和子牛せりで「隆福也」の異父妹（父「白鵬85の3」、母「ふくふく」）の子牛が5,618千円と雌子牛としては日本一の価格で落札されています。

<全国の種雄牛との現場後代検定成績比較>



※全国平均は、平成28年度に全国で出荷された和牛肉の平均値（「枝肉成績とりまとめ概要（平成28年度）」（平成29年10月（独）家畜改良センター）を参照）

（畜産課調べ）

2 今後の予定について

「隆福也」の凍結精液は、7月から検定済み種雄牛精液として県内販売を開始します。また、県外への販売については、6月下旬に開催予定の鳥取県和牛振興戦略会議で検討する予定です。

第3回日本伐木チャンピオンシップ2018について

平成30年6月15日
林政企画課

5月19日(土)、20日(日)に青森県で開催された「第3回日本伐木チャンピオンシップ(※1)2018」に鳥取県の森林組合から若手技術者5名が出場したのでその結果を報告します。

全国から70名(うち2名は韓国から)の技術者が参加し、19日に行われた予選を2名が通過。翌日の決勝では、鳥取県東部森林組合の栗田亮さんが10位、鳥取県中部森林組合の山下光太郎さんが13位と奮闘しました。また、部門別では5競技あるうちの丸太合せ輪切り競技で山下さんが日本記録で見事1位となりメダルを授与されました。

メダルの獲得は「とっとり林業技術訓練センター(愛称:Gut Holz(グートホルツ))」での研鑽も一因と考えられ、県は、競技参加を通じての安全な作業技術の向上や類い稀な林業技術者に光をあてる取組として支援しており、8月11日(土・祝)に開催される「森林の恵み感謝祭(山の日記念全国大会 歓迎フェスティバル)」で競技デモを披露する予定です。

1 開催日時

日時 平成30年5月19日(土)予選会、20日(日)決勝

※予選会上位15名が決勝大会に出場

場所 モヤヒルズ(青森県青森市雲谷字梨野木63番)

2 出場者(ハスクバーナ・チーム・トットリ(※2)所属)

栗田亮(くりた りょう) 鳥取県東部森林組合

塚本耕司(つかもと こうじ) 鳥取県東部森林組合

清水勇介(しみず ゆうすけ) 鳥取県東部森林組合

向井康二(むかい こうじ) 八頭中央森林組合

山下光太郎(やました こうたろう) 鳥取県中部森林組合



▲ハスクバーナ・チーム・トットリ



▲鳥取県中部森林組合 山下氏
(丸太合せ輪切り1位)

3 出場者成績()は満点、上段は予選、下段は決勝

選手名	伐倒 (660点)	ソーチェーン着 脱(120点)	丸太合せ輪切 (200点)	接地丸太輪切 (250点)	枝払い (460点)	合計 (1690点)
栗田 亮	634	-	152	182	306	1274 (15位)
	565	48	167	220	336	1336 (10位)
塚本 耕司	469	-	144	204	276	1093 (35位)
清水 勇介	575	-	119	204	250	1148 (30位)
向井 康二	512	-	153	121	342	1128 (34位)
山下 光太郎	635	-	162	213	316	1326 (9位)
	447	110	187 (1位)	214	314	1272 (13位)

注) アンダーラインの者が予選通過(予選会はソーチェーン着脱は行われず)

※1 第3回日本伐木チャンピオンシップ

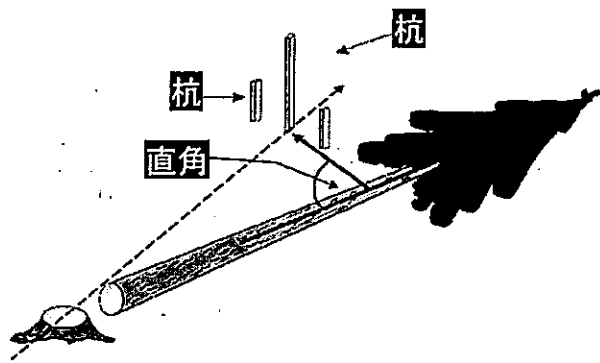
林業の安全作業技術の向上と林業の仕事幅広い人に広めることを目的に、林業作業の必需品チェーンソーによる「伐倒」「ソーチェーン着脱」「丸太合せ輪切り」「接地丸太輪切り」「枝払い」の5種目で技能を競う。今年度は全国から70名が参加した(うち2名は韓国)。青森県で2年に1度開催されており、上位入賞者は世界大会(第33回ノルウェー大会)に出場する。

※2 ハスクバーナ・チーム・トットリ

県が平成26年度から実施しているオーストリア林業技術導入推進事業における視察研修にも参加した、塚本耕司氏(東部森林組合)が中心となって設立した団体である。塚本氏の日本伐木チャンピオンシップ(H28青森開催)への参加等がきっかけとなり、ハスクバーナユーザーの若い就業者がネットワーク化している。東部森林組合の職員を中心に、他事業体の若手も参加(会員12名)し、ハスクバーナの技術支援を受けつつ技術研鑽している。

注) ハスクバーナ:スウェーデンストックホルムに本社を置くチェーンソーメーカー

●「伐倒競技」(最高点=約 660 点)



自分の定めた木杭にできるだけ接近するよう、選手は3分以内に木(枝を落とした16m材。)を伐倒する。伐倒時間、伐倒方向、受け口の深さ、角度、ツルの幅、追い口と受け口の高さの差を1mm単位で採点。伐倒後に安全な場所に退避する安全性も大きな採点ポイント。



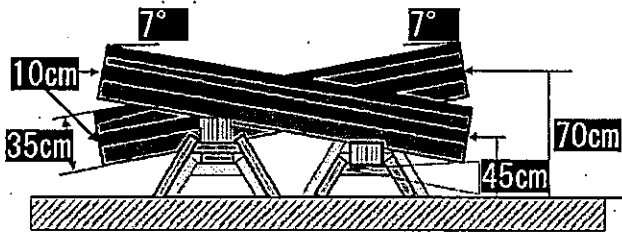
●「ソーチェン着脱競技」(最高点=約 120 点)



ソーチェンを外し、バーの上下を入れ替えて取り付け、別のソーチェンを装着する時間を、0.1秒単位で測定し採点。出血するケガが認められた場合等は減点。次の2競技(「丸太合せ輪切り競技」と「接地丸太輪切り競技」)の間はチェン調整ができないため、着脱のスピードだけでなく正確さも求められる

●「丸太合せ輪切り競技」(最高点=約 200 点)

山林作業を想定し地面から7°傾いた2本の丸太を垂直に上下から切り出し、

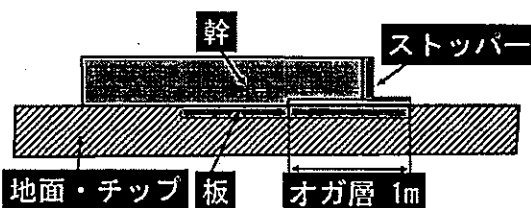


30~80mmの厚さに輪切りする競技。下側から半分切り出し、残りを上側から切るとい

順序が決まっています、真ん中の10cm幅のラインの中で合わせなくては行けない。風倒木の伐採等で、必要になる技術。



●「接地丸太輪切り競技」(最高点=約 250 点)



地面に接地している2本の丸太を上から垂直に30~80mmの厚さに切り出す。接地面の上は薄くおが屑で覆われている。チェンソーで接地面までキズを入れる

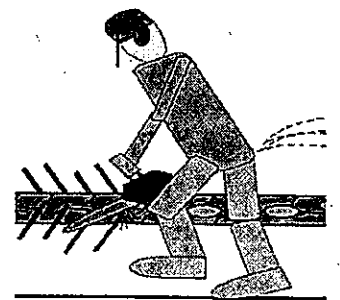
ると、この競技の得点は0点。採点は垂直の正確さとスピードで競われ、目ごろチェンソーを使いこなし、その感覚を身につけているかが問われる。



●「枝払い競技」(最高点=約 450~460 点)



6mの丸太にまっすぐ差し込まれた30本の枝払いを競う。枝払いの跡が5mm以上残ったり、丸太に深さ5mm以上または長さ35cm以上の傷がついたりすると減点。チェンソーのバーが立ち位置にある時に歩いた場合も減点。スピードと安全性、正確性が求められる競技。



とっとり出合いの森及び鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月15日
林政企画課

平成31年度からとっとり出合いの森（県有地である鳥取県立とっとり出合いの森と、鳥取市有地である鳥取市出合いの森公園で構成）及び鳥取県立二十一世紀の森の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会及び鳥取市農林水産部指定管理者選考委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 共通事項

- (ア) 施設設備の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- (ウ) その他施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）

イ 個別事項

(ア) とっとり出合いの森

森林とのふれあいの場の提供、自然観察・野外活動等を通して森林に対する理解促進を図るとともに、広く保健・休養に資する業務（樹木学習会、動植物観察会、木育イベント等）

(イ) 二十一世紀の森

森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修の場を提供することにより、広く保健・休養並びに林業振興に資する業務（木工教室、森林教室、県産材製品の展示会、林業の技術訓練等）

(2) 管理の基準(基本的事項)

- ア 開園時間、休園日、利用料金（二十一世紀の森のみ）等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例及び鳥取市出合いの森公園の設置及び管理に関する条例、又は鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

ア とっとり出合いの森

- ・施設の管理責任者には、農林業又は造園に関係する大学若しくは高校を修了した者又はこれらの業務に10年以上の経験を有する者を1名配置することとし、管理棟には原則として専属職員を常時2名以上配置すること。
- ・施設の管理に当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。

イ 二十一世紀の森

- ・業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者には林業に関係する大学又は高校を修了した者を1名配置することとし、森林学習展示館には原則として専属職員を1名以上配置すること。
- ・施設の管理に当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。

2 利用料金等の取扱い

施設の利用料金（二十一世紀の森のみ）や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、施設毎にそれぞれ次の金額を上限に委託料を支払う。

(1) とっとり出合いの森 総額 186,511千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※鳥取市も管理運営に必要な経費を別途、予算化。

(2) 二十一世紀の森 総額 43,286千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール（予定）

- (1) 募集の開始 平成30年7月上旬
- (2) 募集の締切 平成30年8月中旬
- (3) 審査委員会（候補者の選定） 平成30年8月下旬
- (4) 審査結果の通知・公表 平成30年8月下旬
- (5) 指定管理者の指定 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。）

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

審査委員は共通委員に個別委員を加えた各施設5名で構成する。

ア 共通委員（2名） 税理士、農林水産部森林・林業振興局長

イ 個別委員（各施設3名）

(ア) とっとり出合いの森 学識経験者、環境教育の関係者、施設利用の関係者

(イ) 二十一世紀の森 学識経験者、林業振興の関係者、施設利用の関係者

(3) 選定基準

選定基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5号第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (同条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (ア) とっとり出合いの森 森林への理解促進を図る事業、サービス向上策・利用促進策等 (イ) 二十一世紀の森 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修に関する事業、サービス向上策・利用促進策等 ○管理の基準 開園時間、休園日、個人情報保護、情報の公開等 ○施設等の管理及び衛生管理の水準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方等) ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (同条例第5号第2号)	○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第5号第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ○当該施設の管理運営状況の実績評価（とっとり出合いの森のみ）
その他 (同条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案（二十一世紀の森のみ）

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

8 その他

とっとり出合いの森については、募集要項は鳥取県と鳥取市の連名とし、応募先は鳥取県とする。

千代川流域の「林業成長産業化地域」選定について

平成30年6月15日

県産材・林産振興課

平成30年度事業として、林野庁が公募した「林業成長産業化地域創出モデル事業」の実施地域（林業成長産業化地域）に、千代川流域が選定されました。

（応募（平成30年2月21日～3月2日）：24地域、選定（5月21日）：12地域）

県としては、円滑な事業実施に協力し、成長産業化実現を支援することとしています。

1 千代川流域地域の構想について

(1) 構想の概要

- ・川上から川下までの1市4町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）が連携し、森林の集約化、低コスト林業を推進することで素材生産量を倍増する。
- ・民間による基金事業への積極的な参画及び主伐再造林を推進し、合板工場、木質バイオマス発電所などへの木材の安定需給を図り、森林所有者に利益を還元する。

(2) 主な取組内容

- ①新たな森林管理システムの構築
 - ・森林管理条例の制定
 - ・森林バンクの創設、林地台帳の整備
- ②伐採から植栽までの一貫作業による主伐再造林の推進
- ③地域材の地域内活用促進、新たな木材需要、木の文化の創出
 - ・地域生産材の全量加工処理システム整備（若桜木材協同組合等）
- ④担い手の確保、新規就労支援
 - ・新規就労者への技術研修、防護衣等導入支援

(3) 参加団体

鳥取県東部森林組合、八頭中央森林組合、智頭町森林組合、若桜木材協同組合、智頭町森林組合木材加工センター、用瀬運送有限会社、吾妻商事有限会社、山陰丸和林業株式会社八頭事業所、三洋製紙株式会社木質バイオマス発電施設

2 県の対応

構想の実現に向けた検討に参画し、具体的な取組内容や取組方法などの助言、協力を行いながら、地域林業の成長産業化を支援する。

【参考】

1 林業成長産業化地域創出モデル事業について

(1) 概要

地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化に取り組む地域を林業成長産業化地域に選定し、当該地域において、市町村をはじめとする地域の林業・木材産業関係者等が連携して実施する様々な取組に対して、最長5年間に亘って重点的に支援を行うもの。

(2) 事業実施主体 市町村、森林組合、木材関連業者等

(3) 事業実施期間 平成30年度～34年度

(4) 事業メニュー及び国補助率

〔ソフト事業〕 地域で定めた目標の達成に必要な地域提案
補助率：10/10（上限1千万円/地域）

〔ハード事業〕 路網整備、高性能林業機械整備、森林環境教育活動施設整備、木材加工流通施設整備、木造公共建築物等整備、木質バイオマス利用促進施設整備等
補助率：1/2、1/3、4/10等（上限9千万円/地域）

2 林業成長産業化地域の選定について

(1) 募集期間 平成30年2月21日～3月2日

(2) 応募地域数 24地域

(3) 選定地域数 12地域（北海道渡島地域、宮城県登米地域、島根県隠岐島後地域、岡山県新見・真庭地域、福岡県糸島地域、熊本県奥球磨地域等）

(4) 選定方法 外部有識者を交えた検討委員会により選定

(5) 選定結果の通知 平成30年5月21日

第51回全農乾椎茸品評会の結果について

平成30年6月15日
県産材・林産振興課

6月14日に埼玉県久喜市で開催された第51回全農乾椎茸品評会において、全農鳥取県本部が団体準優勝するとともに本県から出品した乾椎茸のうち8点が農林水産大臣賞等を受賞しましたので、その概要を報告します。

1 品評会の概要

- (1) 日時・場所 審査(6月7日) 全農乾椎茸事業所(埼玉県久喜市樋ノ口大野50-5)
展示・表彰(6月14日) 久喜総合文化会館(埼玉県久喜市下早見140)
- (2) 主催 全国農業協同組合連合会
- (3) 出品数 539点(うち鳥取県77点)
- (4) 入賞数 44点(うち鳥取県8点)
- (5) その他 今年の作柄は全国的に前年並みとなり、特に関東以北や九州では前年に比べて収量も多いなか、本県においては収量で前年比9割であったにもかかわらず高い品質が維持されていることが評価された。



森氏出品物(花どんこ)

2 受賞結果

(1) 個人表彰 8点入賞

賞名	規格	受賞者名	市町村名
農林水産大臣賞	花どんこ	森 榮伸	鳥取市
林野庁長官賞	中葉中肉	上谷 春	日野町
林野庁長官賞	上どんこ	福井 聡	倉吉市
全農会長賞	花どんこ	茂上 敏章	鳥取市佐治町
全農会長賞	上どんこ	米田 一成	倉吉市関金町
全農会長賞	上どんこ	サワタ建設	日南町
(一財)日本きのこセンター理事長賞	上どんこ	長谷川 和郎	鳥取市青谷町
全農全和会長賞	大葉厚肉	植田 喜雄	鳥取市青谷町

(2) 団体表彰 準優勝：全農 鳥取県本部 (優勝：全農 岩手県本部)

【本県の過去の入賞状況】

□ 個人入賞

平成25年：11点 平成26年：8点 平成27年：8点、平成28年：9点、平成29年：9点

□ 団体優勝・・・過去5回優勝

①第40回(H19) ②第44回(H23) ③第45回(H24) ④第47回(H26) ⑤第49回(H28)

《参考》

◆乾椎茸

- 生産量は、中国からの安価な輸入品に押され、昭和59年の240tをピークに減少。平成27年は過去最低の15tまで落ち込んだが、平成29年は22tに回復している。
- 販売単価は一時の低迷から持ち直してきた。(H20：4,587円/kg→H25：2,630円/kg→H29：4,269円/kg)

◆生椎茸

- 「とっとり115フェア」の開催や、プレミアム品「鳥取茸王」の有名百貨店での販売(日本橋三越、伊勢丹新宿)等、メディア露出による知名度アップと情報発信によるブランドの定着を進めている。

- ◆「星取県」とのコラボ企画として、7月7日から8月7日までの期間、県内飲食31店舗の協力を得て原木乾しいたけをPRする「星取県×星しいたけフェア」を開催します。

漁業権の切替えについて

平成30年6月15日
水産振興局水産課

平成30年8月31日をもって存続期間（5年間）が満了する海面及び内水面漁業権の免許の切替えを行います。

漁業権の免許にあたっては、県による漁場計画の樹立が義務づけられており、5月31日に告示をしました（漁業法第11条）。

今後、漁場計画に基づき適格性を有する漁協等からの申請により漁業権を免許することになります。

※漁業権：漁業法で定められた一定の水面（海面、内水面（河川、湖沼））において、特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利です。原則として、漁業協同組合に対して都道府県知事の免許により設定されます。

※漁場計画：漁業種類、漁場区域等の免許の内容、免許予定日、申請期間等を定めた。

【漁業権の種類】（太字が今回の切替えで免許する漁業権。その他は本県では該当なし。）

共同漁業権	第一種・・・定着性動植物の採捕（海面：さざえ、もずく等、内水面：しじみ） 第二種・・・固定式刺網、小型定置（身網が水深2.7m以浅） 第三種・・・地びき網 第四種・・・寄魚漁業、鳥付きこぎ釣漁業 第五種・・・内水面（あゆ、溪流魚等）・・・増殖義務が課される。
区画漁業権	第一種・・・小割式魚類養殖、藻類養殖、垂下式養殖（かき）等 第二種・・・築堤式養殖、網仕切り式養殖 第三種・・・貝類養殖（地まき式）
定置漁業権	漁具を定置して営む漁業（身網が水深2.7m以深）

1 海面漁業権免許切替えの内容

（1）第三種共同漁業権（地びき網漁業）

○現在2か所（北栄町、米子市）に設定しているが、今回の切替えで米子市を除く。

公示番号	漁場の区域（現行）	切替え内容（変更点）
海 共 第	4号 ①北栄町地先 距離：1,000m	変更なし
	7号 ②米子市（皆生漁港より西）地先 距離：2,000m	操業実績が縮小したことから漁場計画から除く。

（2）第一種区画漁業権（養殖業）

○わかめ等の海藻類、いわがき等の貝類、ぎんざけ等魚類の養殖を行う漁業である。

公示番号	漁業の名称	漁場の区域（漁場図参考）	備考
海 区 第	1号 わかめ養殖	東漁港内	変更なし
	2号 わかめ養殖		
	3号 わかめ養殖	田後港内	変更なし
	4号 わかめ養殖	岩戸漁港内	変更なし
	5号 わかめ養殖	船磯漁港内	変更なし
	6号 わかめ養殖		
	7号 いわがき養殖		
	8号 わかめ養殖	長和瀬漁港内	変更なし
	9号 わかめ養殖	泊漁港内	変更なし
	10号 わかめ養殖	平田漁港内	変更なし
	11号 のり養殖		
	12号 わかめ養殖		
	13号 わかめ養殖	西伯郡大山町平田地先	変更なし
	14号 魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ） 小割式養殖	境港市地先	
	15号 いわがき養殖		
削除	わかめ養殖	赤碓港内	漁場計画を樹立しない
	わかめ養殖		

(3) 定置漁業権

- 定置網を使用して魚類を採捕する漁業。(身網の水深が2.7m以深のものが漁業権の対象。)
- 現在2カ所(岩美町浦富沖、大山町御来屋沖)を設定しているが、今回の切替えて岩美町浦富沖を削除する。

2 内水面漁業権免許切替えの内容

公示番号	河川・湖沼名	漁業種類	漁業の名称(魚種)	変更点等
内共第4号	湖山池	第一種	しじみ	<ul style="list-style-type: none"> ・蓮を削除(第一種) ・変更なし(第五種) ・存続期間5年間(環境の変化に対応するための短期免許)
		第五種	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	

※下線部がこの度変更になる部分。

3 免許までのスケジュール

- (1) 漁場計画案について海区漁業調整委員会への諮問(平成30年4月18日)、内水面漁場管理委員会への諮問(平成30年4月19日)
- (2) 上記に対する答申 海区(平成30年5月10日)、内水面(平成30年5月17日)
- (3) 漁場計画の県公報告示(平成30年5月31日)
- (4) 免許申請期間(平成30年告示日~7月中旬)
- (5) 適格性について海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会への諮問答申(平成30年7月下旬)
- (6) 免許状交付・県公報告示(平成30年9月1日)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者募集要項（案） の概要について

平成30年6月15日
水産振興局水産課
とっとり賀露かっこ館

平成31年度から鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 水生生物の飼育管理に関する業務
- イ 施設設備の維持管理に関する業務
- ウ その他鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の制限は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。
- ウ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- エ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。

2 利用料金等の取扱い

- ア 指定管理者は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら料金を徴収する事業（自主事業）を実施できる。
- イ 利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として收受する。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、次の表に定める各年度ごとの額を上限に委託料を支払う。

(千円)

年度	委託料の額	うち消費税額及び地方消費税の額
平成31年度	53,281	489
平成32年度	53,744	978
平成33年度	54,122	985
平成34年度	53,592	975
平成35年度	53,747	978
合計	268,486	4,405

※委託料の額には県が指示した備品の購入経費を含む。

4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

5 応募資格

鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等（複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上、鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループ）であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成30年7月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成30年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成30年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産振興に関する有識者（2名）、水産振興局長〔計5名〕

(3) 選定基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の整合性 (指定設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 開館時間、開館日、個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況
その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案 ○主たる事業所の県内への所在

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査 要項（案）の概要について

平成30年6月15日
水産振興局水産課
境港水産事務所
空港港湾課

平成31年度から鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「境港市場」という。）及び境漁港の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

境港水産物市場管理株式会社

（指名理由）

本会社は境港魚市場株式会社、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合JFしまねの共同出資により設立され、平成21年度より本市場・漁港の施設管理等の指定管理を受託しているが、誠実に管理を行っている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

ア 施設の利用許可、施設使用料の徴収等に関する業務

イ 施設設備の維持管理に関する業務

ウ その他境港市場及び県の管理する漁港施設（甲種漁港施設）のうち境漁港に係るもの（以下「境漁港甲種漁港施設」という。）の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

ア 開場時間、休場日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

イ 卸売予定数量等の報告・掲示、施設の利用の許可・制限、利用の許可の取消しは、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「市場条例」という。）に基づいて行う。

ウ 措置命令、危険物の制限、放置物件の除去命令、境漁港甲種漁港施設の利用の調整、利用届の受理は、鳥取県漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）に基づいて行う。

エ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。

オ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。

カ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

3 使用料の取扱い

市場施設の使用料は、指定管理者に徴収委託し、県の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額756,437千円（境港市場分720,138千円、境漁港分36,299千円）（消費税及び地方消費税を含む）を上限に委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、指定管理者の収入とする。

5 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- (1) 審査委員会（審査要項の審議） 平成30年6月13日
- (2) 書類の提出期限 平成30年8月中旬
- (3) 審査委員会（候補者の選定） 平成30年8月下旬
- (4) 審査結果の通知・公表 平成30年8月下旬
- (5) 指定管理者の指定 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。）

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適当かどうかを審査

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産振興に関する有識者（2名）、水産振興局長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の整合性 (指定設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開所時間、休所日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ○当該施設の管理運営状況の実績評価
その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

境漁港クロマグロ初水揚げについて

平成30年6月15日

境港水産事務所

6月4日(月)に境漁港において、島根県所属のまき網漁船がクロマグロの初水揚げを行いました。前年より8日早い水揚げです(過去一番早い水揚げは平成10年の5月27日)。水揚量は、前年を47トン下回り、体重30kgを主体とした水揚げでした。

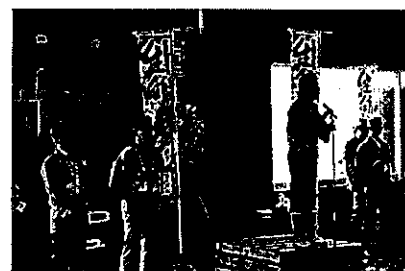
	平成30年	平成29年
水揚日	6月4日(月)	6月12日(月)
水揚船団	第一わかば丸 若葉漁業(株) (島根県)	第28光洋丸共和水産(株) (鳥取県)ほか県外船1隻
水揚量	43トン	90トン
水揚本数	1,471本	1,539本
体重	19~37kg 平均29kg	28~140kg 平均59kg
単価	最高 2,240円/kg	最高 1,980円/kg

<初セリ式> (平成27年度から実施)

日時 6月4日(月) 10時50分(11時から入札)

場所 境漁港2号上屋

内容 境港天然本マグロPR推進協議会副会長(島谷憲二)挨拶
境港水産事務所長手締め



初セリ式

<初水揚げ当日の関西でのPR> (平成27年度から実施)

日時 6月4日(月) 15時30分から17時30分まで

場所 あべのハルカス近鉄本店

内容 解体ショー、試食宣伝販売



初水揚げ当日の関西でのPR

<クルーズ客船への食材提供>

6月5日(火)に境港に寄港したクルーズ客船カレドニアン・スカイへ、初水揚げされたクロマグロを食材として提供した。

<第8回境港まぐろ感謝祭の概要> (平成23年度から実施)

境港産クロマグロのPR及び資源管理の取組などの情報発信を目的として開催する。(主催:境港天然本マグロPR推進協議会)

日時 6月17日(日) 9時50分から13時まで

場所 県営境港水産物地方卸売市場3号仮設上屋

内容 マグロ解体ショー、無料ふるまい、大漁太鼓演奏
マグロPRパネル・剥製展示、販売コーナー等

<今後のPRスケジュール>

- ・6月22日(金) 首都圏でのPR①(スズキヤ新杉田店(神奈川県)解体ショー、試食宣伝販売)
- ・6月23日(土) 首都圏でのPR②(京王百貨店新宿店 解体ショー、試食宣伝販売)
- ・6月27日(水) 鳥取県フェアでのPR(伊勢丹浦和店(埼玉県)試食宣伝販売)
~7月3日(火)

(参考) 太平洋クロマグロ資源管理の取組

- ・境港に水揚げする大中型まき網漁業者は、平成23年漁期から、全国に先がけて大型魚(30kg以上)の漁獲量を制限するなど、率先して資源管理に取り組んできており、平成27年漁期からは日本海で漁獲する大中型まき網における大型魚の漁獲上限を1,800トンとし、8月を操業自粛している。
- ・平成30年1月1日からは、法律に基づく漁獲可能量(TAC)制度に移行し、漁獲可能数量は、大中型まき網全体で3,063トンとなったが、漁獲上限1,800トン、8月の操業自粛の自主規制は今期も継続する。

「肉質日本一」鳥取和牛のPRについて

平成30年6月15日
食のみやこ推進課
販路拡大・輸出促進課

第11回全国和牛能力共進会で「肉質日本一」の評価を受けた鳥取和牛のPRを下記のとおり実施し、更なる認知度向上とブランド発信に取り組むとともに、鳥取和牛を誘客につなげる取組を展開します。

記

1 県内におけるPR、誘客対策

(1) 大手宿泊予約サイトでのPR（6月15日～8月31日）

- ・大手宿泊予約サイト「じゃらん」の中に「肉質日本一！鳥取和牛を食べに行く旅」の特集ページを作成し、県内宿泊施設における「鳥取和牛が食べられるプラン」をPRすることで、誘客を促進する。

(2) 主要交通拠点等でのPR

- ・県内主要交通拠点等に「肉質日本一」PRポスターを掲示する。

【空港】鳥取空港、米子空港（6月15日～）

【駅】鳥取駅、倉吉駅、米子駅、境港駅（6月18日～）

- ・特急「スーパーはくと」デッキへの「肉質日本一」PRパネルを掲示する。（7月頃～）
- ・鳥取・倉吉・米子駅前広告塔に「肉質日本一」PRパネルを掲示する。（6月～8月）

(3) 県内宿泊施設・飲食店における鳥取和牛フェア（7月中旬～8月末）

- ・鳥取県内の飲食店及び宿泊施設において、鳥取和牛を使った料理を提供するレストランフェアを開催し、食事をされた方の中から、抽選で鳥取和牛をプレゼントする。

(4) 「肉質日本一 鳥取和牛」×「農泊」×「星取県」プレミアムツアー（9月下旬予定）

- ・鳥取ならではの農村体験と地域の人々との交流を体験し（農泊）、鳥取の美しい夜空を堪能し（星取県）、肉質日本一の鳥取和牛を味わう特別なツアーを実施する。
（鳥取和牛のバーベキュー、農産物の収穫体験、星空観察会等の実施（調整中））

(5) 「食のみやこ鳥取県」SNS投稿キャンペーン（6月15日～翌年1月末）

- ・鳥取県の食に関する写真等をSNSに投稿した方の中から、鳥取和牛をプレゼントする。

2 首都圏におけるPR

(1) 高級店舗との連携

- ・ホテルニューオータニ東京で「肉質日本一 鳥取和牛フェア」を開催する。（6月1日～8月31日）
鉄板焼石心亭（せきしんてい）、清泉亭（せいせんてい）、ステーキハウスRIB ROOM
- ・伊勢丹新宿本店等の高級百貨店で販売する。

(2) 広告PR・メディア連携

- ・羽田空港モノレール駅における鳥取和牛PR広告を掲出する。（7月9日～9月2日掲出予定）
- ・英字新聞「ジャパンタイムス」へ鳥取和牛PR記事を掲載する。（8月）
- ・富裕層向け会員誌「ナイルスナイル」（発行部数20,000部）でPR記事を掲載する。（5月号）

3 海外におけるPR

- 香港：イオン香港において鳥取岡山観光物産展（9月）で店頭販売を行い、現地レストラン（和牛焼肉「純」等）でレストランフェアを開催する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	備 考
農地・水保全課 (農部農林事務所)	大口産地区水利施設保全 合理化事業(土砂吐下部 工)工事	鳥取市 円通寺	株式会社 大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	(当初契約額) 149,040,000円	平成28年8月18日 ～ 平成29年5月30日	(当初契約年月日) 平成28年8月18日	土砂吐下部工 1箇所	○変更内容 ・残土処分地の受け入れ終了に伴って処分先を変更したこと による運搬費の増額。 ・残土処分地の撤出日程の調整に伴う工期延伸。
				(第1回変更後契約額) 144,632,520円	(変更後工期) 平成30年3月23日	(第1回変更契約年月日) 平成29年1月27日	仮設工 仮締切工 1式	
				(第2回変更後契約額) 144,295,560円		(第2回変更契約年月日) 平成29年3月24日	護床ブロック工 353個	
				(第3回変更後契約額) 131,204,880円		(第3回変更契約年月日) 平成29年7月28日	護床コンクリート V=166m3	
				(第4回変更後契約額) 150,762,600円	(変更後工期) 平成30年5月30日	(第4回変更契約年月日) 平成30年3月20日		
	(第5回変更後契約額) 153,353,520円	(変更後工期) 平成30年6月14日	(第5回変更契約年月日) 平成30年5月30日					